

## 第77回 淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

### 1 条例制定 15件

#### (1) 新規条例 2件

議案等番号	件名	所管課
議案第 1号	淡路市犯罪被害者等支援条例制定の件  犯罪被害に苦しむ犯罪被害者等のための施策を総合的に推進するため、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）が平成17年4月1日から施行され、国・地方公共団体における責務や講ずべき施策が定められたことから、同法に基づき、本市においても犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定めるとともに、地域の実情に応じた支援を推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的として、新たに条例制定する。  施行期日 平成31年4月1日	危機管理課
議案第 2号	淡路市史跡公園の設置及び管理に関する条例制定の件  国指定史跡である五斗長垣内遺跡を淡路市史跡公園として整備し、広く公開することにより、教育及び学術の発展に寄与するとともに、郷土の歴史と文化に対する市民の理解と関心を高め、豊かな地域づくりを推進するに当たり、当該史跡公園を公の施設として位置付けるため、新たに条例を制定する。  施行期日 平成31年4月1日	社会教育課

#### (2) 改正条例 13件

議案等番号	件名	所管課
議案第 3号	淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例（平成17年淡路市条例第95号）等の一部を改正する条例制定の件  平成26年度から平成27年度にかけて、使用料等の消費税を控除した本体部分の額を見直し、改正を行ってから3年が経過するに伴い、改めて使用料等の検証を実施し、本体部分の額は据え置き、平成31年10月1日からの消費税率引上げに伴う使用料等への転嫁を行うもの等について、所要の措置を講じる。  施行期日等 平成31年10月1日からとし、使用料等の適用等に関し必要な経過措置を設ける。 <b>【関係条例】</b> （1）淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例 （2）淡路市墓地の設置及び管理に関する条例 （3）淡路市公民館条例 （4）淡路市北淡歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例 （5）淡路市立稲家記念館の設置及び管理に関する条例 （6）淡路市立陶芸館の設置及び管理に関する条例	財政課 管財課 生活環境課 教育総務課 社会教育課

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 淡路市立中浜稔猫美術館の設置及び管理に関する条例</li> <li>(8) 淡路市運動公園の設置及び管理に関する条例</li> <li>(9) 淡路市立温水プールの設置及び管理に関する条例</li> <li>(10) 淡路市体育センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>(11) 淡路市立武道館の設置及び管理に関する条例</li> <li>(12) 淡路市立テニスコートの設置及び管理に関する条例</li> <li>(13) 淡路市立北淡天体観測施設の設置及び管理に関する条例</li> <li>(14) 淡路市教育キャンプ場の設置及び管理に関する条例</li> <li>(15) 淡路市東浦B &amp; G海洋センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>(16) 淡路市立文化ホールの設置及び管理に関する条例</li> <li>(17) 淡路市立学校施設使用料条例</li> <li>(18) 淡路市集会所等の設置及び管理に関する条例</li> <li>(19) 淡路市佐野運動公園第1野球場夜間照明設備の設置及び管理に関する条例</li> </ul>	
<p>議案第 4号</p>	<p>淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第27号）等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>議案第3号と同様に、使用料等の検証を実施し、本体部分の額は据え置き、平成31年10月1日からの消費税率引上げに伴う使用料等への転嫁を行うもの等について、所要の措置を講じる。</p> <p>施行期日等 平成31年10月1日からとし、使用料等の適用等に関し必要な経過措置を設ける。</p> <p>【関係条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 淡路市北淡震災記念公園の設置及び管理に関する条例</li> <li>(2) 淡路市岩屋温泉施設の設置及び管理に関する条例</li> <li>(3) 淡路市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例</li> <li>(4) 淡路市北淡総合福祉センター設置及び管理に関する条例</li> <li>(5) 淡路市国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例</li> <li>(6) 淡路市津名産地直売所の設置及び管理に関する条例</li> <li>(7) 淡路市岩屋温泉管理条例</li> <li>(8) 淡路市一宮温泉施設の設置及び管理に関する条例</li> <li>(9) 淡路市東浦温泉供給条例</li> <li>(10) 淡路市北淡自然休養村センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>(11) 淡路市北淡運動広場施設の設置及び管理に関する条例</li> <li>(12) 淡路市北淡体験農業実習館の設置及び管理に関する条例</li> <li>(13) 淡路市地域総合センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>(14) 淡路市東浦健康増進施設の設置及び管理に関する条例</li> <li>(15) 淡路市婦人の家の設置及び管理に関する条例</li> <li>(16) 淡路市東浦農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例</li> <li>(17) 淡路市東浦農林漁家高齢者センターの設置及び管理に関する条例</li> <li>(18) 淡路市一宮農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例</li> <li>(19) 淡路市農村広場の設置及び管理に関する条例</li> <li>(20) 淡路市漁港管理条例</li> </ul>	<p>財 政 課          福祉総務課          長寿介護課          農林振興課          水産振興課          商工観光課</p>

	<p>(21) 淡路市津名港ターミナルの設置及び管理に関する条例  (22) 淡路市東浦バスターミナルの設置及び管理に関する条例  (23) 淡路市松帆アンカレイジパークの設置及び管理に関する条例  (24) 淡路市休日応急診療所の設置及び管理に関する条例  (25) 淡路市岩屋ポートビルの設置及び管理に関する条例  (26) 淡路市高齢者生活福祉センターの設置及び管理に関する条例  (27) 淡路市淡路ワールドパークONOKOROの設置及び管理に関する条例  (28) 淡路市室津ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例</p>	
議案第 5号	<p>淡路市情報公開条例（平成17年淡路市条例第15号）等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）が一部の規定を除き、平成31年7月1日から施行され、工業標準化法（昭和24年法律第185号）について、法律名を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるなどの改正が行われることから、関係する条例に所要の措置を講じる。</p> <p>また、第5条改正による淡路市手数料条例の一部改正については、法律の引用条項に関し、ずれが生じていることから、整理する。</p> <p>施行期日 平成31年7月1日。ただし、第5条中淡路市手数料条例別表第2の改正規定は、公布の日</p> <p>【関係条例】</p> <p>(1) 淡路市情報公開条例  (2) 淡路市個人情報保護条例  (3) 淡路市固定資産評価審査委員会条例  (4) 淡路市行政財産の許可使用に関する使用料条例  (5) 淡路市手数料条例</p>	<p>総務課  管財課  財政課  市民総務課  固定資産評価審査委員会</p>
議案第 6号	<p>淡路市職員の給与の特例に関する条例（平成19年淡路市条例第30号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>国家公務員の地域手当が、本市において依然無支給地であることに準じて、職員の地域手当を支給しない期間を、更に1年間延長する。</p> <p>施行期日 平成31年4月1日</p>	<p>総務課</p>
議案第 7号	<p>淡路市税条例（平成17年淡路市条例第91号）等の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）等の地方税関係法令、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）及び「地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令」（平成28年政令第360号）により、消費税の税率引上げ時において、市民税については、法人市民税における法人税割の税率が引き下げられ、軽自</p>	<p>税務課</p>

	<p>動車税については、環境性能割が導入されることから、これらに関する規定を整備する。</p> <p>(1) 第1条による「淡路市税条例」の一部改正  ア 法人市民税において、平成31年10月1日の消費税引上げ時に、地域間の税源の偏在性を是正し、都市と地方の財政力格差の縮減を図るため、法人税割の税率を現行の9.7%から6%に引き下げる。  イ 軽自動車税において、平成31年10月1日の消費税引上げ時に、自動車取得税が廃止され、新たに「軽自動車税環境性能割」が創設されることによる規定の整備及び現行の「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に名称変更する等の規定を整備する。</p> <p>(2) 第2条による「淡路市税条例等の一部を改正する条例」(平成26年淡路市条例第19号)の一部改正  軽自動車税に関する経過措置において、「軽自動車税」を「軽自動車税種別割」に名称変更する等、所要の規定を整備する。</p> <p>(3) 第3条による「淡路市税条例等の一部を改正する条例」(平成27年淡路市条例第36号)の一部改正  市たばこ税に関する経過措置において、延滞金の規定中、軽自動車税の環境性能割に係る改正に伴い所要の規定を整備する。</p> <p>施行期日 平成31年10月1日からとし、法人市民税に関する開始事業年度の適用規定、並びに環境性能割及び種別割の適用規定について、所要の経過措置を設ける。</p>	
議案第 8号	<p>淡路市国民健康保険税条例(平成17年淡路市条例第145号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>平成22年度から実施している旧被扶養者に係る国民健康保険税の減免に関し、厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡により、均等割額及び平等割額の減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限ることとし、所得割額の減免については、当分の間、引き続き実施することに伴い、平成31年度以後の国民健康保険税の減免の特例に関する事項について、所要の措置を講じる。</p> <p>施行期日等 平成31年4月1日からとし、国民健康保険税に係る必要な経過措置を設ける。</p>	税 務 課
議案第 9号	<p>淡路市余熱利用施設の設置及び管理に関する条例(平成17年淡路市条例第128号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>平成31年10月1日から消費税率が10%に改正されることに伴い、改めて千年の湯使用料の消費税抜きを本体部分を検証するとともに、消費税率引上げ分の転嫁(5% 10%)を含め、適正な受益者負担を求めるよう、使用料の額を改正する。</p>	生活環境課

区分	使用料(1人1回につき)		増減
	改正前	改正後	
大人(12歳以上)	310円	400円	+90円
小人(3以上12歳未満)	310円	150円	160円
3歳未満	無料	無料	

施行期日等 平成31年10月1日からとし、使用料の適用に関し必要な経過措置を設ける。

議案第10号 淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年淡路市条例第130号)の一部を改正する条例制定の件

議案第9号と同様に、改めて処理に係る手数料の消費税抜きの本体部分を検証するとともに、消費税率引上げ分の転嫁(5% 10%)を含め、適正な受益者負担を求めよう、手数料の額を改正する。

種別・単位	手数料		増額	
	改正前	改正後		
可燃物 ごみ袋1枚につき	大	42円	44円	+2円
	中	36円	38円	+2円
	小	31円	33円	+2円
	特小	26円	27円	+1円
犬、猫等の死体 1体につき	3,000円	4,675円	+1,675円	
し尿浄化槽汚泥 1.8k lにつき	2,625円	2,750円	+125円	
し尿浄化槽汚泥 0.9k l未満増すごとに	1,312円	1,375円	+63円	

施行期日等 平成31年10月1日からとし、手数料の適用に関し必要な経過措置を設ける。

議案第11号 淡路市夕陽が丘クリーンセンターの設置及び管理に関する条例(平成18年淡路市条例第8号)の一部を改正する条例制定の件

議案第9号と同様に、改めて処理に係る手数料の消費税抜きの本体部分を検証するとともに、消費税率引上げ分の転嫁(5% 10%)を含め、適正な受益者負担を求めよう、手数料の額を改正する。

種別	単位	手数料		備考
		改正前	改正後	
可燃ごみ	10kgにつき	100円	130円	+30円
犬猫等の死体	1体につき	1,050円	1,100円	+50円

施行期日等 平成31年10月1日からとし、手数料の適用に関し必要な経過措置を設ける。

議案第12号	<p>淡路市老人福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第114号）の一部を改正する条例</p> <p>淡路市老人福祉センターのうち、淡路市釜口老人福祉センターにのみ、集会室等の使用料が設けられており、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の規定及び受益者負担の公平性の観点から他の老人福祉センターと同様に集会室等の使用料を無料とする。</p> <table border="1" data-bbox="419 506 1177 725"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">使用料</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>1時間</td> <td>300円</td> <td>無料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>〃</td> <td>300円</td> <td>無料</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>多目的室</td> <td>〃</td> <td>200円</td> <td>無料</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>施行期日等 平成31年4月1日からとし、使用料の適用に関し必要な経過措置を設ける。</p>	区分	単位	使用料		増減	改正前	改正後	集会室	1時間	300円	無料	300円	研修室	〃	300円	無料	300円	多目的室	〃	200円	無料	200円	長寿介護課																																												
区分	単位			使用料			増減																																																													
		改正前	改正後																																																																	
集会室	1時間	300円	無料	300円																																																																
研修室	〃	300円	無料	300円																																																																
多目的室	〃	200円	無料	200円																																																																
議案第13号	<p>淡路市保健センターの設置及び管理に関する条例（平成17年淡路市条例第126号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>淡路市岩屋保健センター及び淡路市東浦保健センターを淡路市公民館として使用する場合の使用料について、消費税抜きの本体部分の額は据え置き、平成31年10月1日からの消費税率引上げに伴う使用料等への転嫁（5% 10%）を行う。</p> <p>また、淡路市岩屋保健センター2階会議室の使用料を受益者負担の公平性を図る観点から、同室を淡路市岩屋公民館として使用した場合の使用料に倣い改正する。</p> <p>(1) 淡路市岩屋公民館及び淡路市東浦公民館</p> <table border="1" data-bbox="427 1301 1190 2024"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> <th rowspan="2">増減</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">岩屋 公民館</td> <td>1階 健康教育室</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>健診室(1)</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>健診室(2)</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>ボランティアルーム</td> <td>300円</td> <td>310円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>2階 調理実習室</td> <td>600円</td> <td>620円</td> <td>+20円</td> </tr> <tr> <td>多目的ラウンジ</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>ケアプランナーセンター</td> <td>300円</td> <td>310円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">会議室</td> <td>第1</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>第2</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>第3</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>第4</td> <td>300円</td> <td>310円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>3階 運動指導室</td> <td>500円</td> <td>520円</td> <td>+20円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">東浦 公民館</td> <td>2階 栄養指導室</td> <td>400円</td> <td>410円</td> <td>+10円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td>600円</td> <td>620円</td> <td>+20円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料		増減	改正前	改正後	岩屋 公民館	1階 健康教育室	400円	410円	+10円	健診室(1)	400円	410円	+10円	健診室(2)	400円	410円	+10円	ボランティアルーム	300円	310円	+10円	2階 調理実習室	600円	620円	+20円	多目的ラウンジ	400円	410円	+10円	ケアプランナーセンター	300円	310円	+10円	会議室	第1	400円	410円	+10円	第2	400円	410円	+10円	第3	400円	410円	+10円	第4	300円	310円	+10円	3階 運動指導室	500円	520円	+20円	東浦 公民館	2階 栄養指導室	400円	410円	+10円	調理実習室	600円	620円	+20円	健康増進課 社会教育課
区分				使用料			増減																																																													
		改正前	改正後																																																																	
岩屋 公民館	1階 健康教育室	400円	410円	+10円																																																																
	健診室(1)	400円	410円	+10円																																																																
	健診室(2)	400円	410円	+10円																																																																
	ボランティアルーム	300円	310円	+10円																																																																
	2階 調理実習室	600円	620円	+20円																																																																
	多目的ラウンジ	400円	410円	+10円																																																																
	ケアプランナーセンター	300円	310円	+10円																																																																
	会議室	第1	400円	410円	+10円																																																															
		第2	400円	410円	+10円																																																															
		第3	400円	410円	+10円																																																															
第4		300円	310円	+10円																																																																
3階 運動指導室	500円	520円	+20円																																																																	
東浦 公民館	2階 栄養指導室	400円	410円	+10円																																																																
	調理実習室	600円	620円	+20円																																																																

(2) 淡路市岩屋保健センター

区分	使用料(円/1時間)		増減	
	改正前	改正後		
会議室	第1	600円	410円	190円
	第2	600円	410円	190円
	第3	600円	410円	190円
	第4	600円	310円	290円

施行期日等 平成31年10月1日からとし、使用料の適用に関し必要な経過措置を設ける。

議案第14号

淡路市海水浴場の設置及び管理に関する条例(平成20年淡路市条例第4号)の一部を改正する条例

商工観光課

現在、平成31年度の海水浴期間からの供用開始に向け、岩屋海水浴場に建設を進めている岩屋海水浴場利便施設について、当該施設のシャワー設備又は店舗施設の利用に当たって、受益者負担の原則により、費用の一部として、使用料を徴収するため、規定を整備する。

また、平成31年10月1日から消費税率が10%に改正されることに伴い、新たに整備する岩屋海水浴場利便施設も含め、消費税率引上げ分の転嫁を実施する。

(1) 第1条による改正

岩屋海水浴場(消費税率8%)

区分	単位	使用料
岩屋海水浴場店舗施設	期間中	167,940円
温水シャワー設備(小学生以上)	1人1回	300円

(2) 第2条による改正

ア 岩屋海水浴場(8% 10%)

区分	単位	使用料		増減
		改正前	改正後	
岩屋海水浴場店舗施設	期間中	167,940円	171,050円	+3,110円
シャワー設備(小学生以上)	1人1回	300円	300円 (1)	

イ 北淡県民サンビーチ及び北淡室津ビーチ(5% 10%)

区分	単位	使用料		増減
		改正前	改正後	
北淡県民サンビーチ店舗施設	期間中	73,500円	77,000円	+3,500円
北淡室津ビーチ店舗施設	期間中	42,000円	44,000円	+2,000円
シャワー設備	1人1回	200円	210円	+10円

(小学生以上)				
ロッカー設備	1回	200円	200円 ( 1 )	

1 岩屋海水浴場のシャワー設備並びに北淡県民サンビーチ及び北淡室津ビーチのロッカー設備については、現金投入式のため、100円未満の徴収ができないことから、100円未満の端数を切り捨てる。

ウ 多賀の浜海水浴場 ( 5 % 10 % )

区分	単位	使用料		増減
		改正前	改正後	
にぎわい広場	期間中	30,000円	30,000円 ( 2 )	
駐車場	1日1回	500円	520円	+20円

2 多賀の浜海水浴場のにぎわい広場の使用は、土地の貸付に当たり、非課税取引

エ 浦県民サンビーチ ( 5 % 10 % )

区分	単位	使用料		増減
		改正前	改正後	
シャワー設備 (小学生以上)	1人1回	200円	210円	+10円
駐車場	1日1回	500円	520円	+20円

施行期日 第1条の改正は、平成31年7月1日。第2条の改正は、平成31年10月1日

議案第15号

淡路市青少年問題協議会条例(平成17年淡路市条例第104号)の  
一部を改正する条例

青少年育成課

簡素で効率的な教育行政の運営と、市民に分かりやすく、迅速かつ柔軟に対応できる組織体制の整備を図るため、教育委員会事務局の組織を平成31年4月1日から変更し、青少年育成課を社会教育課に再編することに伴い、所要の措置を講じる。

施行期日 平成31年4月1日

## 2 事件決議

4件

議案等番号	件名	所管課
議案第16号	<p>放棄した権利の額の変更の件（淡路広域行政事務組合淡路ふるさと市町村圏基金）</p> <p>平成30年3月28日議決の議案第24号において放棄した権利の額について、当該権利を放棄して実施した淡路関空航路就航支援事業の事業費に不用額が生じたことから、放棄した権利の額を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定及び同議案の附帯条件により、議決を求める。</p> <p>1 放棄した権利の種類 淡路広域行政事務組合淡路ふるさと市町村圏基金条例（平成2年淡路広域行政事務組合条例第1号）第2条第2項の規定に基づく出資金に係る返還請求権</p> <p>2 放棄した権利の額の変更 （1）議決額 13,499,353円 （2）変更後額 3,374,586円 （3）変更額 10,124,767円</p> <p>3 放棄した権利の額を変更しようとする理由 淡路島3市が共同で実施した淡路関空航路就航支援事業の事業費に不用額が生じたため。</p>	まちづくり 政策課
議案第17号	<p>兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更の件</p> <p>兵庫県市町村職員退職手当組合の構成団体である「篠山市」の名称が、平成31年5月1日付けで「丹波篠山市」に変更されることに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合理約（昭和30年兵庫県告示第197号の12）の一部を変更することについて協議があったため、同法第290条の規定により、当該協議について議会の議決を求める。</p> <p>規約の施行期日 平成31年5月1日</p>	総務課
議案第18号	<p>兵庫県町議会議員公務災害補償組合理約の変更の件</p> <p>議案第17号と同様に、兵庫県町議会議員公務災害補償組合の構成団体である「篠山市」の名称が、平成31年5月1日付けで「丹波篠山市」に変更となることに伴い、地方自治法第286条第1項の規定により、同組合理約（昭和43年兵庫県指令地第1655号）の一部を変更することについて協議があったため、同法第290条の規定により、当該協議について議会の議決を求める。</p> <p>規約の施行期日 平成31年5月1日</p>	総務課

議案第19号	<p>市道路線の認定、廃止及び変更の件</p> <p>新たに整備された基幹農道が、集落、主要交通と密接に係る道路であることから市道認定基準に照らし、道路網として再編成する必要が生じたことから、関係する市道路線の認定、廃止及び変更を行う。</p> <p>1 認定路線</p> <p>(1) 市道 高山入野(たかやまいりの)線</p> <p>(2) 市道 白生1号(しらはえ1ごう)線</p> <p>(3) 市道 白生2号(しらはえ2ごう)線</p> <p>(4) 市道 柳沢江井(やなぎさわえい)線</p> <p>2 廃止路線</p> <p>(1) 市道 白生(しらはえ)線</p> <p>3 変更路線</p> <p>(1) 市道 高谷(たかたに)線</p> <p>(2) 市道 松葉深道(まつばふかみち)線</p>	都市総務課
--------	---	-------

3 予 算 12件  
(1) 補正予算 3件

議案等番号	件 名	所管課
議案第20号	<p>平成30年度淡路市一般会計補正予算(第5号)</p> <p>補正額 13億2,130万円余</p> <p>補正後の予算額 324億520万円余</p> <p>繰越明許費補正 36件追加</p> <p>地方債補正 1件追加、3件変更</p>	財 政 課
議案第21号	<p>平成30年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)</p> <p>事業勘定</p> <p>補正額 1億4,620万円余</p> <p>補正後の予算額 61億9,550万円余</p> <p>直営診療施設勘定</p> <p>補正額 600万円余</p> <p>補正後の予算額 1億3,210万円余</p>	福祉総務課
議案第22号	<p>平成30年度淡路市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>補正額 1億5,950万円余</p> <p>補正後の予算額 36億1,760万円余</p> <p>繰越明許費 1件追加</p> <p>地方債補正 1件変更</p>	下 水 道 課

## (2) 当初予算 9件

議案等番号	件名	所管課
議案第23号	平成31年度淡路市一般会計予算	財政課
議案第24号	平成31年度淡路市国民健康保険特別会計予算	福祉総務課
議案第25号	平成31年度淡路市後期高齢者医療特別会計予算	福祉総務課
議案第26号	平成31年度淡路市介護保険特別会計予算	長寿介護課
議案第27号	平成31年度淡路市産地直売所事業特別会計予算	商工観光課
議案第28号	平成31年度淡路市温泉事業特別会計予算	商工観光課
議案第29号	平成31年度淡路市津名港ターミナル事業特別会計予算	商工観光課
議案第30号	平成31年度淡路市住宅用地造成事業等特別会計予算	企業誘致推進課
議案第31号	平成31年度淡路市下水道事業会計予算	下水道課

## 4 報告 6件

議案等番号	件名	所管課
報告第1号	淡路市国民保護計画の報告の件	危機管理課
報告第2号	専決処分した事件の報告について(南部生活観光バス車両購入変更契約の締結)	都市総務課
報告第3号	専決処分した事件の報告について(公用車交通事故)	管財課
報告第4号	専決処分した事件の報告について(公用車交通事故)	管財課
報告第5号	専決処分した事件の報告について(津名浄化センター沈砂池・ポンプ棟建設工事(機械・電気)請負変更契約の締結)	下水道課
報告第6号	専決処分した事件の報告について(公用車交通事故)	管財課